

豊中市立たちばな園指定管理者選定審査基準表

平成28年（2016年）6月

豊中市健康福祉部障害福祉課

選定考査項目	評価ポイント		優れている (配点×100%)	← やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	← やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
1 基本姿勢 (60点)	団体の経営目標等が公共の利益の増進に合致したものであるか		公共の利益の増進を極めて真摯に追求している。	←	公共の利益の増進に合致している。	←	公共の利益の増進に反している。	10
	市の施策全般を理解し協力する姿勢があるか	障害福祉の視点	積極的に理解協力する姿勢がうかがえる。	←	理解協力する姿勢がうかがえる。	←	理解協力する姿勢がうかがえない。	10
		人権・環境の視点	積極的に理解協力する姿勢がうかがえる。	←	理解協力する姿勢がうかがえる。	←	理解協力する姿勢がうかがえない。	10
		その他施策の視点	積極的に理解協力する姿勢がうかがえる。	←	理解協力する姿勢がうかがえる。	←	理解協力する姿勢がうかがえない。	10
	地方自治法等の関連法令を遵守する姿勢があるか		法令遵守の入念な体制を構築している。	←	遵守する姿勢がうかがえる。	←	遵守する姿勢がうかがえない。	10
	施設の設置目的に沿った事業運営を行う提案か		設置目的を真摯に追求した事業運営の提案である。	←	設置目的に沿った事業運営の提案である。	←	設置目的に沿った事業運営の提案ではない。	10
2 サービス水準・施設効用の発揮 (400点)	確保すべきサービス水準	利用者満足度	S ; 最高評価サービス水準値 ; 100% A ; 確保すべきサービス水準値 ; 75% 後述の算式により評価点算出					60

選定考査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	← やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	← やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
	サービス提供日	S; Aの日数より1日増加するごとに1点 A; 当該年の土日、国民の祝日、12月29日～1月3日を除く日の合計					60
		重度医療的ケア支援スキル普及事業実施回数	S; Aの回数より1回増加するごとに5点 A; 年3回以上				30
	重症心身障害者支援スキルの市域への伝達	重症心身障害者を支援した実績が豊富にあり、支援スキルの伝達に確実性がある。	←	重症心身障害者を支援した実績があり、支援スキルを伝達できるような体制にある。	←	支援スキルを伝達できない、また、支援スキルを伝達する姿勢がうかがえない。	60
	医療的ケアの実績と取組みへの提案	医療的ケアの実績が豊富にあり、取組みに対する提案に確実性がある。	←	医療的ケアの実績があり、提案から取り組む姿勢が伺える。	←	医療的ケアの実績がない。取り組む姿勢が伺えない。	60
2	サービス水準・施設効用の発揮 (400点)	安心安全な施設の維持管理を行う能力等を有しているか	←	業務体制や過去の実績等から安心安全な維持管理を行う能力等がうかがえる。	←	安心安全な維持管理を行う能力等がうかがえない。	30

選定考査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	← やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	← やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
	利用者等にサービスを提供するうえで、事故防止のための安全管理が徹底されているか	安全管理が徹底され、さらにそのしくみが確立している。		安全管理が徹底されている。		安全管理が不十分である。	30
	利用許可の判断等を公平公正に行う能力等を有しているか	業務体制や過去の実績等から公平公正に行う能力があり、維持向上する確たる仕組みについての提案がある。		業務体制や過去の実績等から公平公正に行う能力等がうかがえる。		公平公正に行う能力等がうかがえない。	30

	選定考査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	← やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	← やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
2	サービス水準・ 施設効用の発揮 (400点)	安定して確実に日常業務を遂行する能力等を有しているか	業務体制や過去の実績等から安定して確実に遂行する能力等があり、さらに安定性を維持向上するしくみが確立している。	←	業務体制や過去の実績等から安定して確実に遂行する能力等がうかがえる。	←	安定して確実に遂行する能力がうかがえない。	30
		創意工夫ある自主事業を展開する提案か	多様な創意工夫ある自主事業の提案がある。	←	創意工夫ある自主事業の提案がある。	←	創意工夫ある自主事業の提案がみられない。	10
3	所要コストの適正度 (300点)	指定管理委託料 (税抜)	S ; 最高評価点相当額 ; 19,100,000 円 A ; 予定価格 ; 26,600,000 千円 後述の算式により評価点算出					300

選定考査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	← やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	← やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
4 財務健全性 (40点)	貸借対照表は健全か	健全である。	←	どちらともいえない。	←	債務超過に陥っている。	10
	損益計算書(又は収支計算書)は健全か	健全である。	←	どちらともいえない。	←	著しい累積欠損がある。	10
	資金保有は健全か	健全である。	←	どちらともいえない。	←	資金に余裕が全くない。	10
	収支計画は適切か	適切な計画である	←	どちらともいえない。	←	説明のつかない部分がある。	10
5 市民満足度への配慮 (60点)	市民のニーズをくみ取り、満足度を向上させる仕組みとなる提案があるか。また、その上で、地域との良好な関係構築に寄与する提案となっているか。	市民のニーズをくみ取り、満足度を向上させる仕組みが確立されており、地域との良好な関係構築に寄与する確たる仕組みについての提案がある。	←	市民のニーズをくみ取り、満足度を向上させる仕組みとなり、地域との良好な関係構築に寄与する提案がある。	←	市民のニーズをくみ取り、満足度を向上させる仕組みがなく、地域との良好な関係構築に寄与する提案がみられない。	60

	選定考査項目	評価ポイント	優れている (配点×100%)	← やや優れている (配点×75%)	普通 (配点×50%)	← やや劣っている (配点×25%)	劣っている (0点)	配点
6	従業者への配慮 (80点)	労働関係法令を遵守しているか	入念な体制を構築して遵守している。	←	遵守している。	←	遵守しているとはいえない。	10
		指導育成に関する方針・計画を有しているか	方針・計画を有しており、進行管理の仕組み等で実効性が担保されている。	←	方針・計画を有している。	←	方針・計画を有していない。	30
		安全管理体制の整備や研修は実施されているか	体制を整備して実施されている。	←	実施されている。	←	実施されていない。	30
		従業者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組めるような提案があるか	従業者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組める仕組みについての提案がある。	←	従業者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組めるための提案がある。	←	従業者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組めるための提案がみられない、又は働きがい・意欲等を阻害するものがうかがえる。	10
7	個人情報保護体制 (30点)	個人情報保護の体制が整備されているか	充実した個人情報保護の体制がある。	←	個人情報保護の体制がある。	←	個人情報保護の体制がみられない。	30
8	危機管理体制 (30点)	緊急事態発生等への危機管理体制が整備されているか	充実した危機管理体制がある。	←	危機管理体制がある。	←	危機管理体制がみられない。	30
合計								1,000

●審査基準表に関する基本的な考え方

- ・各評価ポイントのうち1項目でも0点『劣っている』となった法人は、他の合計点数にかかわらず指定管理者としては不適格とする。
- ・採点結果が全体配点の50%未満の法人（全体として普通よりも劣る法人）は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても、指定管理者としては不適格とする。
- ・評価ポイントのうち1つでも評価が『やや劣っている』となった法人は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても、同評価ポイントにおいて今後改善される見込みが伺えない場合は、指定管理者としては不適格とする。
- ・評価点に小数点以下が発生した場合は、評価ポイントごとに小数第3位を四捨五入

●確保すべきサービス水準評価点の計算方法

必要と考えるサービス水準を明確にした上で提案を募り、それらに対する評価点は次の方法で算出することとします。

最高評価サービス水準値；S 確保すべきサービス水準値；A （SとAは利用者満足度に記載の値とする）

大をめざすサービス水準項目（A<S）

- ①S<=提案値の場合 基礎点数=配点×100%
 - ②A<=提案値の場合 基礎点数=配点×50%+配点×50%×（提案値-A）/（S-A）
 - ③提案値<Aの場合 評価点=配点×0%
- ①②の評価点数=基礎点数×根拠係数（0～1.0）

●所要コスト評価点

S；最高評価点相当額；19,100,000円 A；予定価格26,600,000千円

- ①提案値<=Sの場合 基礎点数=配点×100%
 - ②S<=提案値<Aの場合 基礎点数=配点×50%+配点×50%×（S-提案値）/（S-A）
 - ③A<提案値の場合 評価点数=配点×0%
- ①②の評価点数=基礎点数×根拠係数（0.0～1.0）

【根拠係数について】

事業計画書の確実性から審査し、以下のいずれかの係数を割り当てる。係数の判断根拠は審査結果に付記する。

- ・係数1.0；提案値には根拠があり、当該値の達成は概ね可能と考えられる。
- ・係数0.75；提案値には一定根拠があり当該値の達成は概ね可能と考えられる。
- ・係数0.5；どちらともいえない（判断し難い）
- ・係数0.25；提案値に根拠が乏しく当該値は達成困難と考えられる。
- ・係数0.0；提案値には根拠がなく当該値の達成は不可能と考える。

●応募法人の過去の入札参加停止措置等の処分歴等の審査について

公募開始日から起算して過去3か年以内の処分歴（入札参加停止措置等）を審査し、処分の終期から公募日までの経過期間及び処分期間の長さ等に応じて減点を行う。

【入札参加停止措置等】配点15点

- ① 入札参加停止又は除外措置（以下「参加停止措置等」）を受けていない場合…配点×0%
- ② 参加停止措置等の期間が6カ月未満の場合…配点×50%（国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる）
- ③ 参加停止措置等の期間が6カ月以上の場合…配点×100%（国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる）

【契約解除】配点15点

- ④ 契約解除並びに指定管理業務における指定の取消し又は業務停止命令（以下「契約解除等」）を受けたことがある場合…配点×100%（国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる）

【警告等】1件につき配点5点

- ⑤ 本市における過去の契約履行において不正又は不誠実行為等を理由に「入札参加資格停止基準」に基づく書面による警告を受けたことがある場合又は指定管理業務の履行において書面による勧告・命令を受けたことがある場合…1件につき5点、最大20点

※②から④について参加停止措置等の期間の終期又は契約解除等の日が公募日の1年以上前の場合は当該算定結果に0.5を乗ずる。